

宇土市第6期障がい福祉計画
宇土市第2期障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月

宇 土 市

はじめに

今日、少子高齢化や核家族化の進行、生活困窮者の増加や地域のつながりの希薄化の問題など、地域における福祉課題は多様化、複雑化しています。

そのような中、本市では、「安心」「元気」「協働」を基本理念とし、「復興から発展へ未来へ“輝くふるさと”宇土」を将来像に掲げ、震災からの早期の創造的復興と将来も宇土市に住みたい、帰ってきたいと思われる“ふるさと”を目指し、未来のまちづくりにつなげていけるよう努めております。



また、障がい者福祉の分野におきましては、「障がいのある人、ない人にかかわらず だれもがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、「宇土市第3期障がい者プラン・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」のもと、障がい者の方々が自立して社会の中で生活していくために、福祉サービスの充実を図るなど障がい者福祉施策を推進してまいりました。

今回、「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度末をもって終了することから、計画の進捗状況及び近年の障がい者を巡る社会状況の変化を踏まえ計画の見直しを行うとともに、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として、新たに「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後は、計画の実現に向けて、関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、障がい者福祉施策の推進に努めてまいりますので、市民の皆様のなお一層の御理解と御協力をよろしくお願いします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

宇土市長 元松茂樹

目次

第1章 計画の概要	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定体制	2
4. 計画の基本的な考え方	3
(1) 計画の基本的理念	3
(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	5
(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	5
(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	5
第2章 障がい者等の状況	6
1. 人口の動向	6
(1) 人口構造	6
(2) 年齢3区分別人口の推移	7
2. 身体障がい児・者の状況	8
3. 知的障がい児・者の状況	9
4. 精神障がい児・者の状況	9
5. 難病患者の状況	10
6. 障がい者雇用の状況	11
7. 特別支援学校、特別支援学級の状況	12
第3章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量等	14
1. 障がい福祉サービス等に関する数値目標	14
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	14
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	15
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	15
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	17
(5) 相談支援体制の充実・強化等	18
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	18
2. 障がい福祉サービス等に関する各サービスの見込量等	19
(1) 訪問系サービス	19
(2) 日中活動系サービス	20
(3) 居住系サービス	22
(4) 相談支援	23
(5) 福祉施設から一般就労への移行等	24

(6) 地域生活支援拠点等	24
(7) 発達障がい者等に対する支援	25
(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	25
(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組	26
(10) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	27
(11) 障がい児相談支援・障がい児通所支援・障がい児入所支援	28
(12) 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	29
3. 地域生活支援事業に関する各事業の見込量	30
(1) 理解促進研修・啓発事業	30
(2) 自発的活動支援事業	30
(3) 相談支援事業	31
(4) 成年後見制度利用支援事業	32
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	32
(6) 意思疎通支援事業	33
(7) 日常生活用具給付事業	34
(8) 手話奉仕員養成研修事業	35
(9) 移動支援事業	35
(10) 地域活動支援センター事業	36
(11) 訪問入浴サービス事業	37
(12) 日中一時支援事業	37
(13) 社会参加促進事業	38
(14) 地域移行のための安心生活支援事業	38
第4章 計画の推進体制	39
1. 計画の推進のために	39
2. 推進体制の整備	39
(1) 計画の達成状況の進行管理	39
(2) 関係機関等の連携	39
3. 宇土市障害福祉計画等策定委員会策定委員名簿	41

第1章 計画の概要

1. 策定の趣旨

急速な高齢化の進行に伴う身体障がい者の増加や発達障がい、情緒障がいなどのある児童・生徒の増加、さらに現代社会におけるストレスなどを要因とした障がいの増加や重度化・重複化の傾向がみられます。

本計画は、近年の障がい者を巡る社会状況の変化を受け、平成30年3月に策定した「宇土市第5期障がい福祉計画」、「宇土市第1期障がい児福祉計画」を見直し、本市において障がいのある人、ない人にかかわらず、ともに安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、策定しました。

表記の取扱いは熊本県において定めた基準に準じています。具体的には下記のとおりです。

(1) 「障害」という言葉が単語又は熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記するか又は他の言葉を使います。

例) 「障害者」→「障がい者」, 「視覚障害者」→「目の不自由な方」など

(2) 法令, 条例, 規則, 要綱等若しくはこれらを引用する文書において法律用語として用いる場合又は事業名, イベント名, 団体名等固有名詞として用いる場合については, 従前どおりとします。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、障がいのある方の施策に関する基本事項を定める中長期の基本計画である「第3期障がい者プラン」を上位計画とし、「第6期障がい福祉計画」と「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に定める「市町村障害福祉計画」として、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

計画の策定においては、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年厚生労働省告示第213号。以下「国の基本指針」という。）に基づき、本市における障がい者、障がい児の新たな課題に対応するため、実績やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービスの需要の見込み量の算出を行います。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者（児）の現状と第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の実績や現状分析を踏まえ、保健・医療・福祉関係者、各種団体の長等により構成する「宇土市障害福祉計画等策定委員会」において、計画内容などについての検討を行いました。

4. 計画の基本的な考え方

平成30年3月に策定した「宇土市第3期障がい者プラン」の基本理念である「障がいのある人、ない人にかかわらず、だれもがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、計画の策定及び推進を図ります。

(1) 計画の基本理念

①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向けて、障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

②身近な地域と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、障がい福祉サービスの活用が促されるよう情報提供を行い、住み慣れた地域で必要なサービスを受けることのできる体制整備を進めます。

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点の機能やNPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を活用した提供体制の整備を進めます。

また、精神障がい者等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がい等にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

④地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保を図ります。

また、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援、障がい児相談支援について地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築と日常生活を営むために医療を必要とする障がい児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるように、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

⑥障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化、重複化、高齢化が進む中において、将来にわたり安定的に障がい福祉サービスを提供していくためには、提供体制の確保とそれを担う人材の確保が必要です。そのために、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知、広報等を関係者と協力して推進します。

⑦障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加の促進には、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援が必要です。障がい者が文化芸術を鑑賞し、又は創造や発表等の活動に参加する機会を通じて、個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図り、また、目の不自由な方等においては、読書環境の整備を計画的に推進します。

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

住み慣れた地域での必要な訪問系サービスと希望する障がい者等に日中活動系サービスを提供します。

地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。さらに、地域生活支援拠点等の必要な機能の充実を図りながら、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者等が自立した生活を営むためには、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であることから、相談支援を行う人材育成支援を推進します。さらに、基幹相談支援センターにおける指導的役割を担う人材を計画的に確保し、その機能を有効的に活用します。

障害者支援施設、精神科病院等に入所等している障がい者等を地域生活へ移行させるためのサービスの提供体制の確保と地域移行支援や自立生活援助、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

また、発達障がい者の早期発見、早期支援のためにペアレントプログラムやペアレントトレーニング等、発達障がい者、その家族に対する支援体制の確保に努めます。

(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図った上で、障がい児、その家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

また、障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との連携を図ります。

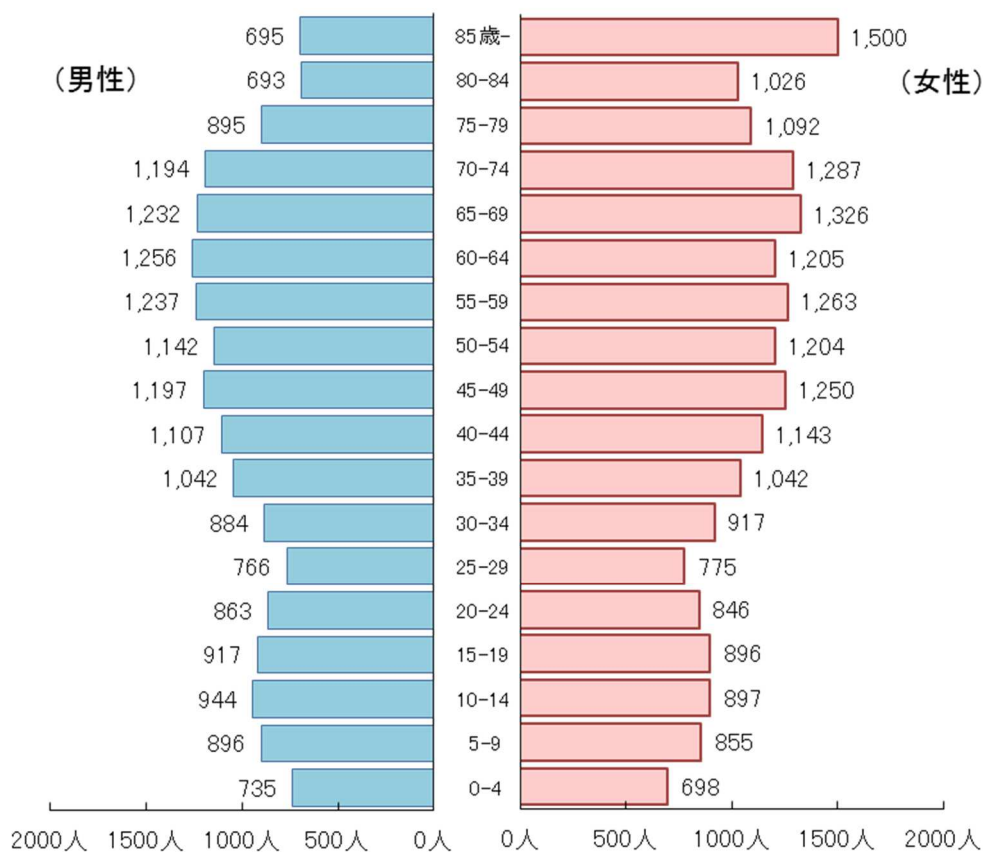
第2章 障がい者等の状況

1. 人口の動向

(1) 人口構造

本市の総人口は令和2年3月末現在36,917人であり、うち、男性は17,695人、女性は19,222人となっています。そのうち、高齢者の人口は10,940人となっており、総人口に対する高齢者の割合（高齢化率）は29.6%となっています。高齢化率は男性（26.6%）よりも女性（32.4%）の方が高くなっています。

図表1 人口ピラミッド



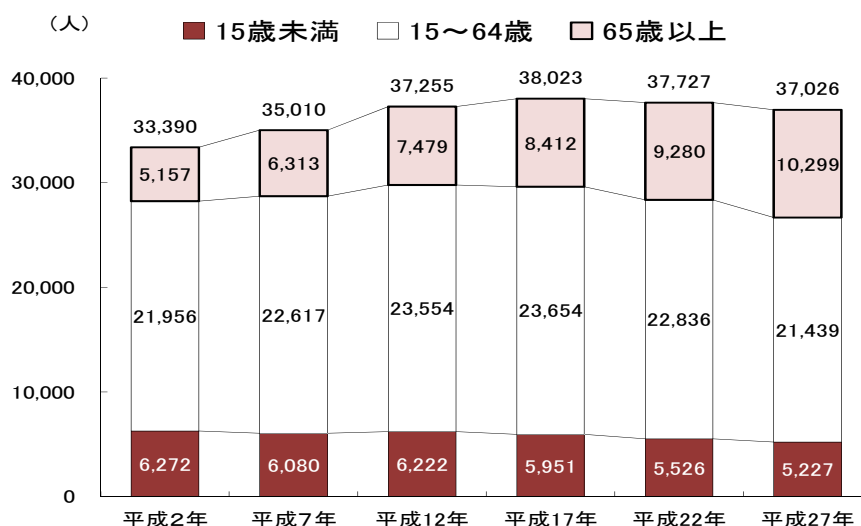
令和2年3月末現在

資料：住民基本台帳

(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は平成17年をピークに減少傾向にあります。一方、高齢化に伴い、65歳以上の人口は一貫して増加しています。

図表2 年齢3区分別人口の推移

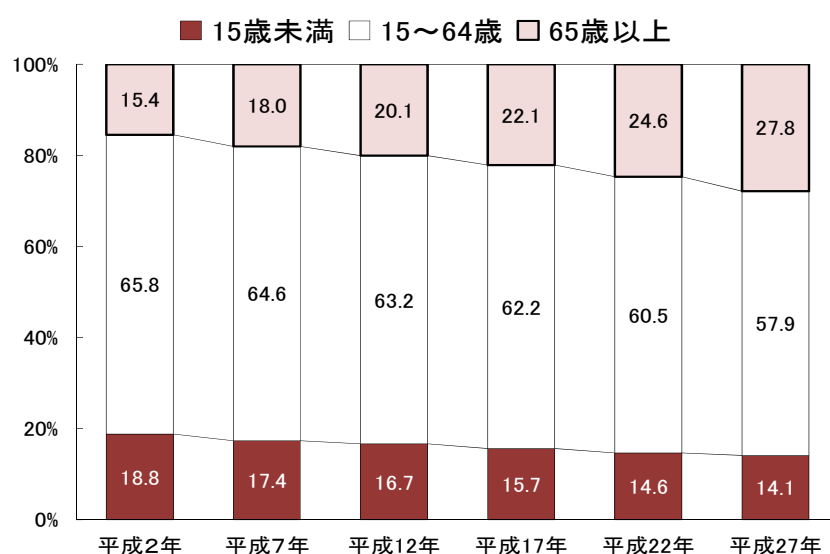


各年10月1日現在

資料：国勢調査

※ 年齢不詳を含んでいないため、各区分別人口の合計と総人口は一致しないことがあります。令和2年度調査の人口は、確定していないため掲載していません。

図表3 年齢3区分別構成比



各年10月1日現在

資料：国勢調査

※ 年齢不詳を表示していないため、各区分別構成比の合計は100.0%とならないことがあります。令和2年度調査の構成比は、確定していないため掲載していません。

2. 身体障がい児・者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末現在 1,879 人となっています。総人口に占める本市の身体障がい者の割合は 5.09%（令和元年度末現在）となっています。

等級別にみると、重度障がい者（1, 2級）は 850 人で、全体の 45.2% を占めています。

また、障がい種別毎にみると、肢体不自由が 842 人（44.8%）と最も多く、次いで内部障がいが 678 人（36.1%）となっています。

図表 4 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	613	600	613	619	595
2級	258	249	259	259	255
3級	236	225	241	241	250
4級	486	491	507	522	522
5級	85	87	95	95	96
6級	138	141	148	153	161
合計	1,816	1,793	1,863	1,889	1,879

各年度末現在

図表 5 身体障害者手帳所持者数（単位：人）

障がい種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障がい	129	121	122	117	117
聴覚・平衡機能障がい	193	198	210	216	225
音声・言語障害	19	18	16	17	17
肢体不自由	842	820	857	855	842
内部障がい	633	636	658	684	678
合計	1,816	1,793	1,863	1,889	1,879

各年度末現在

3. 知的障がい児・者の状況

本市の療育手帳所持者数は、令和元年度末現在374人となっており、増加傾向にあります。総人口に占める本市の療育手帳所持者の割合は1.01%（令和元年度末現在）となっています。

障がい程度別にみると、A判定が135人（36.1%）、B判定が239人（63.9%）となっており、B判定の方が多くなっています。

図表 6 年齢階層別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	96	100	98	101	111
18～64歳	207	213	220	227	231
65歳以上	30	28	26	31	32
合計	333	341	344	359	374

各年度末現在

資料：熊本県福祉総合相談所

図表 7 障がい程度別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A判定	132	131	129	130	135
B判定	201	210	215	229	239
合計	333	341	344	359	374

各年度末現在

資料：熊本県福祉総合相談所

4. 精神障がい児・者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、おおむね増加傾向にあり、令和元年度末現在424人となっています。

障がいの等級別にみると2級が最も多く、全体の66.7%を占めています。

また、自立支援医療（精神）利用者数は、令和元年度末現在751人となっており、平成27年度と比べて27.3%増加しています。

図表 8 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	101	101	97	78	77
2 級	233	243	245	258	283
3 級	39	43	43	56	64
合計	373	387	385	392	424

各年度末現在

図表 9 自立支援医療（精神）利用者数の推移（単位：人）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	590	621	648	679	751

各年度末現在

5. 難病患者の状況

宇城保健所管内の難病患者数は、令和元年度末現在 969 人で、平成 27 年度と比較するとやや減少したものの、平成 30 年度からは再度、増加傾向となっています。特に神経・筋系疾患が 313 人、消化器系疾患が 168 人と多く、免疫系疾患は 162 人と増加傾向にあります。

図表 10 指定難病患者数の推移（単位：人）

疾患群	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
血液系疾患	27	24	17	19	23
呼吸器疾患	53	55	47	51	53
骨・関節系疾患	86	86	78	75	71
視覚系疾患	23	22	21	17	15
循環器系疾患	53	52	39	41	38
消化器系疾患	230	222	184	187	168
神経・筋系疾患	285	270	290	302	313
腎・泌尿器系疾患	10	16	22	22	35
染色体系疾患	0	1	1	1	0
代謝系疾患	7	7	6	12	14
内分泌系疾患	29	28	29	33	36
皮膚・結合組織系疾患	43	45	47	40	41
免疫系疾患	144	147	134	154	162
合計	990	975	915	954	969

各年度末現在（宇城保健所管内分）

資料：熊本県宇城保健所

6. 障がい者雇用の状況

本市内にある企業規模別の障がい者雇用状況をみると、全体の雇用率は1.86%であり、民間企業の法定雇用率(2.2%)が達成できていません。令和2年6月1日現在、本市内には対象となる企業(主たる事業所が宇土市内にあり、従業員が45.5人以上の企業)が23社ありますが、そのうちの約4割(9社)が法定雇用率を達成していません。

令和3年3月1日から法定雇用率が引き上げられ、国、地方公共団体等は2.6%、民間企業は2.3%となりました。これに併せて、対象となる民間企業も拡大されています(従業員43.5人以上の企業に拡大)。

なお、障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含んでおり、短時間(週所定労働時間20時間以上30時間未満)労働者1人は0.5人として、障がい者数に含まれる短時間労働者である精神障がい者の一部は1人として集計しています。

また、本市における市職員の障がい者雇用人数は、令和2年6月1日現在10人となっており、障がい者雇用率は2.76%で、法定雇用率2.5%を達成しています。

なお、本市では、障害者雇用率制度における特例認定を受けており、宇土市(市長部局)に宇土市教育委員会(その他機関)及び宇土市監査委員会(その他機関)を含めて法定雇用率を算定しています。

図表 11 本市における障がい者雇用状況(単位:人)

職員数	対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
362.5	362.5	10.0	2.76%	2.5%

令和2年6月1日現在

図表 12 企業規模別の障がい者雇用状況

規模	企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業	法定雇用率 未達成企業
50～99人	18	1,173.0	23.5	2.00	11	7
100～299人	4	874.0	15.0	1.72	2	2
300～499人	1	324.0	5.5	1.70	1	0
500～999人	0	—	—	—	—	—
1000人以上	0	—	—	—	—	—
計	23	2,371.0	44.0	1.86	14	9

令和2年6月1日現在

資料：宇城公共職業安定所

※ 企業数：企業の主たる事業所が宇土市内にある企業数

7. 特別支援学校，特別支援学級の状況

令和2年5月1日現在，本市の特別支援学校の在学者数は50人となっています。

特別支援学級の学級数，児童・生徒数の推移をみると，自閉症・情緒障がいの児童数が最も多く，令和2年度では小学校で63人，中学校で22人，合計85人が自閉症・情緒障がいとなっています。

また，知的障がいの児童数が増加傾向にあり，令和2年度では小学校で41人となっています。

図表 13 特別支援学校への就学状況（単位：人）

小学部	中学部	高等部	計
20	11	19	50

令和2年5月1日現在

資料：宇土市教育委員会

図表 14 特別支援学級の学級数，児童・生徒数の推移

区 分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知的障がい	小学校	学級数	5	5	7	7	8
		児童数	16	18	27	27	41
	中学校	学級数	2	2	1	2	2
		生徒数	7	7	4	5	4
自閉症・情緒障がい	小学校	学級数	8	8	9	12	12
		児童数	35	39	48	66	63
	中学校	学級数	2	3	3	3	5
		生徒数	9	14	17	19	22
肢体不自由	小学校	学級数	1	3	3	3	3
		児童数	1	6	7	8	7
	中学校	学級数					
		生徒数					
弱視	小学校	学級数					
		児童数					
	中学校	学級数	1	1			
		生徒数	1	1			
難聴	小学校	学級数	1	1	1	1	1
		児童数	2	2	2	2	1
	中学校	学級数	1	1	1	1	1
		生徒数	1	1	1	2	1
病弱・身体虚弱	小学校	学級数		1	1	2	2
		児童数		2	2	4	4
	中学校	学級数					
		生徒数					

各年度5月1日現在

資料：宇土市教育委員会

第3章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量等

1. 障がい福祉サービス等に関する数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者基本法改正法では、「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」と規定されています。

暮らしの場においても、障がい者の自己決定権を擁護していく必要があることから、国の指針では、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和元年度末時点における施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することとされています。

① 令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本。【国指針】

② 令和元年度末時点と比較した施設入所者の減少数

令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本。【国指針】

令和元年度末時点の施設入所者数

44 (A)

【目標】 目標年度入所者数

41 (B)

【目標】 地域生活移行者数 (①)

割合 (%)

4 9.1

(6%以上)

【目標】 削減見込 (A - B) (②)

(A) - (B) 割合 (%)

3 6.8

(1.6%以上)

※ 令和元年度末時点の施設入所者数(A)から(①)に挙げる方が地域移行されますが、別途、新たに入所する方がいるため、結果として目標年度には、(B)に挙げる入所者数になります。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域には、障がい児・者を支える様々な資源が存在します。障がい者の重度化・重複化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、平成31年4月に整備した地域生活支援拠点等の機能の充実のため、運用状況を検証、検討していくことが必要となります。

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに地域生活拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本。【国指針】

【目標】 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数

1 回

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域でいきいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、関係機関とも連携し、障がい者が一般就労できるよう取り組んでいくことが大切です。

本計画では、国の指針に基づき、令和5年度末に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを目標とします。

具体的には、就労移行支援事業については、令和元年度実績の1.30倍以上、また、就労継続支援A型事業については、令和元年度実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業は、令和元年度実績の概ね1.23倍以上にすることを目標とします。

また、就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を全体の7割以上とすることを目標とします。

さらに、就労定着支援事業所の就労定着率については、令和5年度に

において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

① 就労移行支援事業所等を通じて令和5年度中に一般就労する者の数

令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本。就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本。就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.23倍以上を目指す。【国指針】

② 就労定着支援事業の利用者数等

1) 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。【国指針】

2) 就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本。【国指針】

項目	数値	備考
就労移行支援事業等からの一般就労移行者数(令和元年度)	2	(A)
【目標】一般就労移行者数(令和5年度)	5	Aの1.27倍以上 (B)
就労移行支援事業からの一般就労移行者数(令和元年度)	1	(C)
【目標】一般就労移行者数(令和5年度)	2	Cの1.30倍以上
就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数(令和元年度)	1	(D)
【目標】一般就労移行者数(令和5年度)	2	Dの1.26倍以上
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数(令和元年度)	0	(E)
【目標】一般就労移行者数(令和5年度)	1	Eの1.23倍以上
【目標】就労定着支援利用者数(令和5年度)	4	Bの70%以上
【目標】就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所数(令和5年度)	1	70%以上

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までの設置に向けて検討します。

また、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を宇城圏域に確保し、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討します。

① 重層的な地域支援体制の構築

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本。また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本。【国指針】

② 重症心身障がい児等への支援体制確保

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本。【国指針】

③ 医療的ケア児への支援体制確保

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本。【国指針】

項目	数値等	備考
【目標】児童発達支援センターの設置数	1カ所	宇城圏域に整備予定
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	3カ所	宇土市・宇城圏域に整備予定
【目標】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	1カ所	宇城圏域に整備予定
【目標】保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	1カ所	宇城圏域に設置予定
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	宇城圏域に配置予定

(5) 相談支援体制の充実・強化等

全国で指定特定・障がい児相談支援事業所の事業所数及び従事者数が増加する中、事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実、強化する取り組みの中核となる基幹相談支援センターを中心として、多様な相談内容や地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう、相談体制の充実、強化に取り組めます。

令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本。
【国指針】

【目標】 総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制を強化する体制の確保

有

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

近年、障がい福祉サービスの多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。そのため、県等が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修に市職員等が参加して、障害者総合支援法の具体的内容を理解することや障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を分析し、その結果を活用し、事業所や関係自治体と共有するなど、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築を目指す必要があります。

令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本。【国指針】

【目標】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築

有

2. 障がい福祉サービス等に関する各サービスの見込量等

第6期計画期間における障がい福祉サービスの見込量等については、本市の障がいのある人の現状・動向を踏まえたうえで、国の指針、第5期計画期間中のサービス利用実績等をもとに設定しました。

なお、令和2年度の実績については、令和2年11月末時点での実績をもとに算出した実績見込みです。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

居宅介護

居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
時間/月	730	759	727	754	793	832
人/月	57	58	55	58	61	64

※ 時間/月：月間のサービス提供時間(以下、同じ)

※ 人/月：月間の利用人数(以下、同じ)

重度訪問介護

重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
時間/月	125	190	205	173	173	173
人/月	1	1	1	1	1	1

同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
時間/月	57	48	23	40	40	48
人/月	7	6	4	5	5	6

行動援護

重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
時間/月	0	0	0	10	10	10
人/月	0	0	0	1	1	1

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

（2）日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

生活介護

常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行ったりします。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	1,550	1,547	1,516	1,638	1,818	1,998
人/月	81	84	81	91	101	111

※ 人日/月：「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量（以下、同じ）

自立訓練

障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。

自立訓練（機能訓練）

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	0	0	0	10	10	10
人/月	0	0	0	1	1	1

自立訓練（生活訓練）

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	88	120	133	133	152	152
人/月	5	6	7	7	8	8

就労移行支援

就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	131	132	86	144	160	176
人/月	7	8	7	9	10	11

就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（雇用型）とB型（非雇用型）のタイプがあります。

就労継続支援（A型）

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	1,369	1,481	1,479	1,596	1,743	1,890
人/月	67	70	69	76	83	90

就労継続支援（B型）

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	1,014	1,135	1,317	1,458	1,602	1,746
人/月	57	64	73	81	89	97

就労定着支援

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	0	0	1	2	2	3

療養介護

医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	17	16	17	17	18	18

短期入所

居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

（福祉型）

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	41	36	16	36	40	44
人/月	9	9	5	9	10	11

（医療型）

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	17	21	0	18	24	24
人/月	3	3	0	3	4	4

（3）居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、困りごとなどに対して必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があった際は、随時の対応も行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	0	0	0	2	2	2

共同生活援助

障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	49	53	58	60	62	64

施設入所支援

施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	44	44	42	43	42	41

（4）相談支援

相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

計画相談支援

障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	55	61	75	80	85	90

地域移行支援

入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	0	0	1	2	3	4

地域定着支援

居宅において、単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	0	0	0	2	3	4

（5）福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業、就労継続支援事業の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める必要があります。

就労移行支援事業、就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人				3	4	5

（6）地域生活支援拠点等

地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等を平成31年4月に整備しました。今後は運用していく中で明らかになった課題等について継続的に検証、検討を行っていくことが必要となります。

設置箇所数

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
カ所	0	1	1	1	1	1

検証及び検討の実施回数

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
回/年	0	0	1	1	1	1

(7) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見、早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の充実や発達障がいのある子育てを経験し、同じ悩みを抱える保護者に対してサポートを行うペアレントメンターの必要性が求められています。

また、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい者等の家族同士が互いに支え合うピアサポート活動等の支援体制の整備が必要となります。

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数(延べ人数)	6	12	20

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
ペアレントメンターの人数	3	3	4

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
ピアサポート活動への参加人数（延べ人数）	15	20	25

(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、地域包括ケアシステムを整備する必要があります。

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2	2	2

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1	1	1

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	2	2	3

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1	1	1

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3	3	3

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	19	19	19

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	3	3	3

（9）相談支援体制の充実・強化のための取組

多様な相談内容や地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう、相談体制の充実、強化に取り組めます。

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	760	760	760

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	330	330	330

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	230	230	230

(10) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービスの多様化に伴い、多くの事業者が参入しています。利用者が真に求めるサービス等を適切に提供するためには、サービスの質の向上が必要となります。

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
県が実施する障がい福祉サービス等の研修や市町村職員に対して実施する研修の参加人数	10	10	10

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を活用した事業所・関係自治体との共有体制の有無	無	有	有

項 目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を活用した事業所・関係自治体との共有体制の実施回数	0	1	1

(11) 障がい児相談支援・障がい児通所支援・障がい児入所支援

障がい児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障がい児相談支援」と「障がい児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障がい児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障がい児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	13	45	75	80	85	90

児童発達支援

身近な地域で就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	351	300	391	441	491	541
人/月	48	68	79	89	99	109

医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある幼児に対して児童発達支援及び治療を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	15	15	0	6	12	18
人/月	2	3	0	1	2	3

放課後等デイサービス

学齢期の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	1,179	1,496	1,997	2,143	2,290	2,437
人/月	91	226	272	292	312	332

保育所等訪問支援

障がい児施設の専門機能を活かして、その職員が保育所など集団生活を営む施設等を訪問し、その施設における障がい児の集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	1	2	3	4	5	6
人/月	1	2	3	4	5	6

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるように障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

(12) 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にあります。障がい者通所支援事業所等で支援できる環境整備がされていないこと等により、受入れ事業所等が少ない状況にあります。このため、医療的ケア児等の実態とニーズを把握し、支援を総合調整するとともに、関係機関の協議の場に参画する等、地域の支援体制を構築する役割を担う医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進する必要があります。

項目	第6期（見込み）		
	令和3年	令和4年	令和5年
コーディネーターの配置人数	1	1	1

3. 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

本市では、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

なお、令和2年度の実績については、令和2年10月末時点での実績をもとに算出した実績見込みです。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁を無くすために、障がいのある人等への理解を深めるための啓発事業等を通じて地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を目指すものです。

理解促進研修・啓発事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実施の有無	無	無	無	検討	検討	有

◆ 事業の実施に関する考え方

令和5年度までの事業化を目指し、検討を進めていきます。

◆ 見込量を確保するための方策

事業内容に係るニーズの把握に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

自発的活動支援事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実施の有無	無	無	無	検討	検討	有

◆ 事業の実施に関する考え方

令和5年度までの事業化を目指し、検討を進めていきます。

◆ 見込量を確保するための方策

地域における取組状況に関して情報の収集に努めます。

(3) 相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

障害者相談支援事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
カ所	2	2	3	3	3	3

基幹相談支援センター

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
設置の有無	無	有	有	有	有	有

基幹相談支援センター等機能強化事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実施の有無	無	有	有	有	有	有

住宅入居等支援事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実施の有無	無	無	無	無	無	有

◆ 事業の実施に関する考え方

本市においては、3カ所の事業所（うきうき地域生活支援センター・相談支援センターこすもす・相談支援センターゆきぞの）と障害者相談支援事業の委託契約を結んでいます。また、平成31年4月に基幹相談支援センターを宇城圏域に1カ所設置しており、その他の未実施の事業について事業化を目指します。

◆ 見込量を確保するための方策

地域の関係機関との連携を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な方の権利を，成年後見人等の支援者を選ぶことで法律的に支援する制度です。成年後見制度で支援される内容は，預貯金などの管理（財産管理）と医療・介護等の手続き（身上監護）などがあります。また，成年後見人等の支援者は，本人が単独で行ってしまった契約を取り消したり，本人に代わって法的な契約締結などを行ったりすることができます。成年後見制度には任意後見制度と法定後見制度の2種類があり，また，法定後見人は本人の判断能力に応じて後見，保佐，補助の3区分があります。

また，成年後見制度を必要とする障がい者の利用促進に向けた体制づくりの取り組みとして，中核機関（成年後見支援センター）の開設や権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等を図ります。

成年後見制度利用支援事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/年	0	1	1	2	3	3

◆ 事業の実施に関する考え方

判断能力が不十分である知的障がいまたは精神障がいがある者に対し，市長が後見人等の開始の申し立てを行い，その申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等を補助します。

◆ 見込量を確保するための方策

制度や事業内容等について周知を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人の権利擁護の視点から，成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し，法人後見の活動を支援する事業です。

成年後見制度法人後見支援事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実施の有無	無	無	無	検討	検討	有

◆ 事業の実施に関する考え方

令和5年度までの事業化を目指し、検討を進めていきます。

◆ 見込量を確保するための方策

法人後見を実施する団体を確保するため、制度の周知及び働きかけを行うよう努めるとともに、他市町村との連携について協議していきます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、市役所に手話通訳者を設置する事業を通じて、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	125	74	80	80	85	90

手話通訳者設置事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
カ所	0	0	0	検討	検討	有

◆ 事業の実施に関する考え方

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、「熊本県ろう者福祉協会」と委託契約を結んでいます。また、手話通訳者設置事業については、令和5年度までの事業化を目指し、検討を進めていきます。

◆ 見込量を確保するための方策

制度の周知に努めるとともに、関係団体との連携を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

介護・訓練支援用具（特殊寝台、移動用リフト等）

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	1	1	2	2	2	2

自立生活支援用具（入浴補助用具、移動・移譲用支援用具等）

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	2	4	4	5	5	5

在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器・パルスオキシメーター等）

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	2	1	2	3	3	3

情報・意思疎通支援用具（視覚障がい者用ポータブルレコーダー等）

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	14	13	10	10	10	10

排泄管理支援用具（ストマ装具、紙おむつ等）

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	749	846	850	860	870	880

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	1	1	1	1	1	1

◆ 事業の実施に関する考え方

利用者のニーズを把握し、制度の見直しを行いながら、事業を実施します。

◆ 見込量を確保するための方策

ホームページ等による制度の周知に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

障がい者との交流に必要とされる支援者を養成するため、奉仕員養成研修を行うことにより、障がい者の社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

手話奉仕員養成研修事業

(2市6町全体の人数)

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/年	0	1	0	5	5	5

◆ 事業の実施に関する考え方

宇城市と協定を結び、2市6町により共同で事業を実施しています。

◆ 見込量を確保するための方策

ホームページ等による制度の周知に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

移動支援事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人	9	8	8	10	10	10
延べ時間	1,186	1,208	800	850	900	950

◆ 事業の実施に関する考え方

利用者のニーズに応じて、事業所と適宜契約を結びながら事業を実施しています。

◆ 見込量を確保するための方策

サービス提供事業所の確保と情報提供等の充実に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者(児)に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

地域活動支援センターⅠ型

単位	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
カ所	1	1	1	1	1	1
人/年	2,088	1,852	1,000	1,800	1,850	1,900

地域活動支援センターⅢ型

単位	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
カ所	1	1	1	1	1	1
人/年	5	0	50	50	50	50

◆ 事業の実施に関する考え方

市内1カ所(うきうき地域生活支援センター<Ⅰ型>), 市外1カ所(宇城きぼうの家<Ⅲ型>)に委託し、宇城圏域において共同で事業を実施しています。

◆ 見込量を確保するための方策

制度の周知を図るとともに、事業所との連携強化に努めます。

※ 宇城圏域において、地域活動支援センターⅡ型の事業は実施していません。

(11) 訪問入浴サービス事業

在宅で身体の障がいの理由で臥床している重度身体障がいの方に、入浴の機会を提供し、身体の清潔と健康の維持を図るため、居室内に浴槽等を搬入して入浴サービスを実施するものです。

訪問入浴サービス事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/年	1	1	1	1	2	2

◆ 事業の実施に関する考え方

利用者のニーズに応じて、事業所と適宜契約を結びながら事業を実施しています。

◆ 見込量を確保するための方策

利用ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業所への働きかけを行います。

(12) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

障がい者等日帰りショートステイ事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人	31	22	25	27	30	32
回数	1,226	700	550	570	590	610

障害児タイムケアサービス事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人	5	6	5	6	7	8
回数	695	490	500	500	510	520

◆ 事業の実施に関する考え方

障がい者等日帰りショートステイ事業については、利用者のニーズに応じて、サービス提供事業所と適宜契約を結びながら事業を実施しています。また、障害児タイムケアサービス事業については、宇城市と協定を結び事業を実施しています。

◆ 見込量を確保するための方策

サービス提供事業所の確保と情報提供等の充実に努めます。

(13) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/年	97	70	0	100	105	110

点字・声の広報等発行事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/年	7	8	8	9	9	9

◆ 事業の実施に関する考え方

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業として、毎年「宇土市福祉スポーツ大会（ペタンク大会）」を開催しています。また、点字・声の広報等発行事業では、熊本県点字図書館に委託をし、音声コードによる「広報うと」の発行を行っています。

◆ 見込量を確保するための方策

各事業の内容について、ホームページ等により周知を図ります。

(14) 地域移行のための安心生活支援事業

障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備し、自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や支援を行います。

地域移行のための安心生活支援事業

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実施の有無	無	無	無	検討	検討	有

◆ 事業の実施に関する考え方

令和5年度までの事業化を目指し、検討を進めていきます。

◆ 見込量を確保するための方策

地域移行のためのコーディネーターを配置し、関係機関との連携を図ります。

第4章 計画の推進体制

1. 計画の推進のために

障がい者の地域生活への移行，就労支援などの推進にあたっては，福祉サイドのみならず，地域，雇用，教育，医療といった分野を超えた総合的な取り組みが不可欠であり，ハローワーク，特別支援学校，医療機関等の関係機関との連携を図り，地域ネットワークの強化に努めます。また，障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を促すための啓発・広報活動を行います。

2. 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては，福祉課が事務局となり，計画の実現に向けて毎年計画の進捗状況の把握，点検及び評価を行い，必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

(1) 計画の達成状況の進行管理

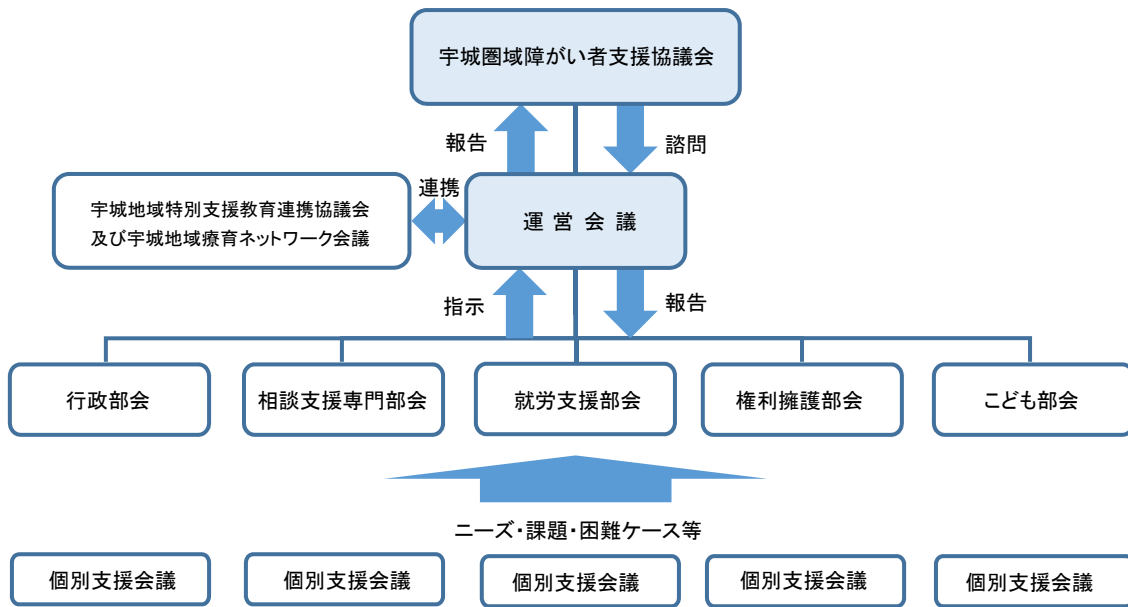
各年度において，サービスの供給量のほか，地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況の点検・評価を行います。

障がいのある方や当事者団体等との意見交換等を通じた点検・評価に取り組みます。

(2) 関係機関等の連携

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには，福祉サイドのみならず，雇用，教育，医療などの関係機関の連携強化が重要となります。そのため，中核的役割を果たす協議の場として，障がい福祉サービス事業者，雇用・教育・医療といった関連する分野の関係者等からなる「宇城圏域障がい者支援協議会」で中立，公平な相談支援事業の運営評価等を実施するとともに，地域の関係機関によるネットワークを構築します。また，市民をはじめ，関係する機関が数値目標を共有化し，地域ネットワークの強化に取り組みます。

図表 15 宇城圏域障がい者支援協議会の概要図



3. 宇土市障害福祉計画等策定委員会策定委員名簿

	委員氏名	団 体・役 職 名
1	勝目 康裕	宇土地区医師会・会長
2	中熊 倉次	宇土市身体障害者福祉協会・会長
3	井上 みか	宇土市手をつなぐ育成会・会長
4	高松 大輔	うきうき地域生活支援センター・センター長
5	梅田 伊津子	銀河の会 銀河カレッジ・施設長
6	横山 幸輝	就労サポートセンターGAMADUS・管理者
7	吉田 光宏	ワーキングオフィスきらり・施設長
8	濱下 かおり	NPO 法人ころろ・コミュニケーションの発達支援・理事長
9	山本 文市	宇土市民生委員児童委員連絡協議会・会長
10	石田 泉	宇土市社会福祉協議会・事務局次長
11	八浪 沙織	学校教育課・学務係長
12	濱口 由季	健康づくり課・課長補佐

宇土市第6期障がい福祉計画 宇土市第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

発 行 宇土市
企画・編集 宇土市役所 健康福祉部 福祉課
〒869-0492 熊本県宇土市浦田町5-1番地
電話：0964-22-1111 FAX：0964-22-5515
